

地球規模生物多樣性情報機構

了解覚書

WWW.GBIF.ORG

目次

	ページ
前文	4
第1条： 定義	5
第2条： 了解事項	6
第3条： 目標	7
第4条： 理事会	9
第5条： GBIF 事務局ホスト	12
第6条： GBIF 事務局	13
第7条： 事務局長	14
第8条： 知的所有権	15
第9条： 資金	17
第10条： 参加者の加盟および脱退	19
第11条： その他事項および署名ページ	20

地球規模生物多様性情報機構 に関する了解覚書

2010年10月に大韓民国スウォンで開催された
GBIF 理事会、年次理事総会 (GB17) にて承認。

地球規模生物多様性情報機構に関する了解覚書

この非拘束了解覚書（以後 MOU と称する）の署名者である、国、経済機構、政府間組織または国際組織、国際的視野を有するその他の組織、もしくはそれらが指名する団体は、世界中の利用者が、膨大な量の地球規模生物多様性データを広く共有・利用し、それによって、多くの分野の学術的研究を推進し、技術的かつ持続可能な開発を促進し、生物多様性保護およびその恩恵の公平な分配を容易にし、更に、社会構成員のクオリティ・オブ・ライフを高めることができるようにするために、調和した国際的科学努力が必要であるとの判断を下した。生物多様性データを、広く全ての国および個人が利用できるようにすることの重要性は、様々な国際協定によって、強調されている。

この必要性を認識した上で、1999年6月22日~23日パリにて開催された「OECD 科学技術政策委員会閣僚級会議」に出席した各国代表は、参加制限を設けない、「地球規模生物多様性情報機構」（以下「GBIF」と称する。）を設立すべきであるとの勧告を承認した。

GBIFが2001年3月に設立され、またGBIFの第一期および第二期MOUは各5カ年（2001-2006年／2007-2011年）の期間を経過してきたことを心に留めつつ、本MOUの署名者は、技術的かつ科学的な国際協力機構であるGBIFの参加者で有り続ける意思、または新しい参加者となる意思を、ここに表明する。

第1条 定義

1. 生物多様性データ

この MOU において、生物多様性データとは、主に生物学的な種および個々の生物の標本または観察に関する科学的データのことをいう。

2. 参加者

この MOU に署名し、この MOU の内容を実行する意思を表明した国、経済機構、政府間組織または国際組織、国際的視野を有するその他の組織、もしくはそれらが指名する団体。参加者は、ある主体を GBIF の運営に参加させ、これに委任することを参加者が選択した事項について参加者に代わって行動させるために、指名することができる。

3. 参加者生物多様性情報ファシリティ (BIF またはノード)

参加者が GBIF のネットワークで結ばれたデータ共有活動を調整・支援するメカニズム。

参加者 BIF は、主に、参加者の生物多様性情報のニーズと優先事項への取り組みを支援するために、参加者の領域の範囲内の全ての関連利害関係者における生物多様性データの動員と利用を促進し、調整し、円滑にするという全体的目標を有する。

参加者 BIF は、世界的分散型イニシアチブとして、GBIF が提供する中央サービス、基盤、および能力を GBIF 参加者が協調し、それに寄与し、そこから利益を享受するための主要メカニズムである。

参加者 BIF は物理的基盤と人的資源の両方を含む。

典型的には、参加者 BIF は、参加者のデータパブリッシャーが GBIF 提供データに寄与し、かつ利用することを奨励および支援し、GBIF に関連した活動のための情報技術 (IT) 基盤及び専門家を提供し、参加者、その他の利害関係者、および GBIF 事務局間の情報ゲートウェイとして機能する。

第2条 了解事項

1. GBIF は、デジタル化された生物多様性データを共有するための地球規模情報機構を構築および維持するための技術的および科学的努力を促進することを総合的な目的として設立される、制限を設けない、開かれた国際的な調整機構である。
2. 参加者のこの MOU への関与は、善意、および資金面または第3条3項に記載のあらゆる活動を通じた GBIF 活動および運営への効果的な貢献、ならびに、個別参加者に適用されるべき法律および規制に従うことを条件とする。
3. この MOU のいかなる文言も、「生物多様性保全条約」およびその他の関連条約の原則と矛盾して解釈されてはならない。
4. この MOU は、GBIF の利益を維持し継続的な存在と発展を可能にするために、過去の GBIF の MOU の目的と意図を継承する。理事会は、継続的な参加および、過去の最新の MOU (2007～2011 年) から今回の新版への参加者の移行を容易にするための適切な処置を決定することができる。
5. この文書には法的拘束力はなく、法的または政治的な先例としての効力を持たない。
6. この MOU において言及される GBIF に対する基本資金拠出はすべて、各議決権参加者により決定された任意拠出金である。

第3条

目標

1. 目的

GBIFの目的は、所有権と正当な帰属の適切な枠組みの範囲内において、世界の生物多様性データのコンパイル(編集)、リンク、標準化、デジタル化および地球規模での普及と利用を促進、調整、立案、可能にし、かつ実施することである。GBIFは、生物学的情報資源をコンパイル、維持および利用している、既に確立されたプログラムおよび組織と密接に協力しながら活動する。GBIFを通じて活動する参加者は、ユーザーが、大量の既存および新規の生物多様性データにアクセスしこれを活用できるようにする、分散型情報システムを確立しかつ支援する。

2. GBIFのゴール

GBIFについて、参加者が企図する事項は以下のとおりである。

- (a) 協力と一貫性を奨励しつつ、GBIFが共有され分配されるようにすること。
- (b) 国家的小および地域的に実施される場合でも、GBIFの規模は地球規模であるようにすること。
- (c) 主に大きな資金力を有する者から資金提供を受けつつも、世界のどの地域の個人でも、GBIFにアクセスができるようにし、可能な恩恵を全ての者に提供するようにすること。
- (d) 複数の言語、文字セットおよびコンピュータ・エンコーディングに容易に対応できるように設計された、標準およびソフトウェアツールの普及を促進すること。
- (e) 科学的小および技術的小情報に依拠し、これを広く利用できるようにすることにより、技術的小能力を普及させるべく尽力すること。
- (f) 生物多様性データを収集し公表する者による貢献を十分に認識しつつ、かかるデータを広く一般に利用できるようにすること。

3. 参加者の関与

このMOUに署名する各参加者は、以下を行うことに努めるものとする。

- (a) GBIF戦略計画および作業プログラムの策定および実施につき、理事会において協力的に、かつ適宜、国家政策の整備を通じて、積極的に参加すること。
- (b) 共通の技術的小標準に基づき、(第8条に言及されるような)知的財産権の枠組みの範

圏内で、GBIF を通じて生物多様性データを共有すること。

(c) (ノードまたはノードのネットワークによる)参加者生物多様性情報ファシリティを構築し、生物多様性データ、メタデータ、標準、ソフトウェアツールまたは GBIF ネットワークを強化する他のサービスへのアクセスを編成および／または提供すること；第 4 条 2 項 b(v) に規定される「他の準参加者」がデータを共有して BIF を構築することができない場合には、当該参加者は、GBIF の参加者となるための請願書において、どのようにして GBIF の全体的目的および GBIF のゴールの一部の達成に関与し積極的に貢献するつもりかの概要を説明することができる。(第 3 条 1 項および 2 項を参照)。

(d) GBIF の一参加者として、国の知的、技術的およびデータの動員による投資を確保すること。

(e) 適宜、GBIF の活動を支援し、国家的、地域的または国際的なニーズに資するため、生物多様性情報基盤へその他の投資を行うとともに、参加者の生物多様性情報プログラムの調整および調和を支援すること。

(f) 適宜、生物多様性データへの地球規模のアクセスを促進するため、発展途上国の生物多様性情報能力及び技術的スキルの基礎を向上させるための個別のプログラムの実施を含む、訓練および能力開発に貢献すること。

4. 協力および調整

参加者は、生物多様性に関する条約の事務局およびその他の適切な機関や計画と相互利益を有する分野において、重複を回避し、かつ既存の資源および専門知識から利益を得るために、GBIF の実施および共同作業プログラムの開発において、参加者間の協力を促進することを企図する。

第4条 理事会

1. 役割および目的

理事会は、参加者がGBIFに関わるあらゆる事項に関する集団的意思決定を行う機関であり、かかる決定は、その後、事務局によって調整または促進され、参加者および事務局の両者が実行する。

2. 構成

理事会は、各参加者からの代表者各1名によって構成される。

参加形態は、以下の2種類である。

(a) 議決権参加者

議決権参加者とは、第9条およびGBIF財務規則に概略が記載されている資金拠出を行うことを決定し、第10条2項に概略を記載する資金協定に署名した参加国とする。

(b) 準参加者

準参加者は2種類に分類される。

(i) 準参加国：第9条およびGBIF財務規則に概略が記載されている資金拠出を行うことをまだ決定していない参加国。

(ii) 準参加国は議決権参加者に移行する資格を有し、かつ、速やかに移行することを奨励される。

(iii) 準参加国のカテゴリーは、準参加国がMOUに署名した日付から最大5年の期間の暫定的なカテゴリーである。(期間の延長についてはivを参照) この期間中に、準参加国は第4条2項aに基づく議決権参加者、または第4条4項に基づくオブザーバーのいずれかになることを決めることができ、もしくはGBIFから脱退することもできる。

(iv) 準参加国が議決権参加者の地位に移行する計画がMOUに署名後5年以内に達成できない時には、準参加国は執行委員会に準参加国としての期間の延長を申し出ることができる。

(v) その他の準参加者：政府間組織、国際組織、国際的視野を有するその他の組織、および経済機構は、その他の準参加者として分類され、議決権参加者となる資格がない。このカテゴリーには、時間による制約はない。

準参加者は理事会の審議に参加することを奨励されるが、議決に参加することはできない。

3. 付随的参加者

生物多様性保全条約の事務局は、議決権のない代表者 1 名を指名して理事会に送るよう招請される。

4. オブザーバー

MOU に署名していないが、生物多様性データを共有することに関心を持ち、GBIF の活動に従う国、組織またはその他の国際機関は、GBIF 理事会により認められた場合は、オブザーバーとなることができる。オブザーバーとなることを決めた元準参加国も同様とする。(第 4 条 2 項 b (iii) 項を参照)

5. 議決

(a) 理事会はこの MOU で定められた事項は全会一致で行動することが義務づけられる。この全会一致とは、出席している議決権参加者全員の一致を意味する。

(b) 他の決定事項に関して、理事会は、可能な場合は常に、全会一致によって行動するよう努めるものとする。合理的な努力を尽くしたにも拘わらず全会一致に達しなかった場合には、理事会が運営（手続）規則の中で単純多数による承認事項と認めている場合を除き、議決に参加した出席者の圧倒的多数により決定される。

(c) 圧倒的多数による議決とは、出席して、議決に参加した参加者の 3 分の 2 の多数による賛成投票のことである。

(d) 過半数による議決とは、出席して、議決に参加した参加者の 2 分の 1 以上の多数による賛成投票のことである。

(e) この MOU に、理事会は全会一致の決定によって、または出席して議決に参加した参加者の議決によって行動すると明確に規定しているあらゆる場合において、「出席」とは、直接出席、電話による参加、インターネットによる参加、ビデオ会議、または理事会が事前に決定するその他の現実的な方法をさすものと解釈することができる。

6. 責任

理事会は、以下の事項を行うことができる。

- (a) GBIF が適切に機能し目的達成するために必要と思われる、運営（手続）規則および補助機関を設立すること。
- (b) GBIF の目的達成を支援することができる組織との関係を、正式に承認すること。
- (c) GBIF の多年度戦略計画と、関連した推奨基本資金拠出額表を含む多年度予算計画を採択すること（第9条1項(a)および(d)も参照）。
- (d) 作業プログラムおよび年間予算を採択すること。
- (e) 戦略計画、作業プログラムおよび予算を監視し、必要であれば修正すること。
- (f) GBIF の独立機関によるレビューの時期と範囲、実施、管理、影響または取り上げを決定すること。
- (g) 基本資金拠出算出のためのガイドラインを全会一致によって検討および調整すること。
- (h) GBIF の運営に必要な可能性のある規則、規定および方針を採択すること。
- (i) GBIF 事務局ホストの責務履行状況を監視すること。必要な場合には、理事会は GBIF 事務局ホストを替えることができる。
- (j) 事務局長を選任すること。理事会は事務局長を解任することもできる。
- (k) 事務局長からの勧告に基づき、GBIF 事務局の職務規則を承認すること。
- (l) 事務局長に、職務に関する指導および方針を与えること。ならびに、事務局長の職務履行状況を監視すること。
- (m) 年次財務報告の承認と監査法人の選択。
- (n) この MOU が理事会に付与するその他の機能を実行すること。
- (o) GBIF に関わるあらゆる事項、もしくは、事務局長、GBIF 事務局ホスト、または参加者がこれに付託する、これの運営に関わるあらゆる事項を検討すること。

7. 執行委員会

理事会は、戦略計画、管理問題、作業プログラム、予算を含む理事会の決定の遂行における事務局の実行状況を監視するため、および理事会から委任された事項について会期外決定を行うために執行委員会を設立することができる。

第5条 GBIF事務局ホスト

1. 役割および目的

GBIF事務局ホストは、理事会とGBIF事務局ホストとの間の取決めで相互に決定した、用地、施設および役務を提供する。役務には、職員管理、財務管理、会計業務、法的支援等を含めることができる。GBIF事務局ホストはGBIF事務局を擁し、GBIF事務局ホスト国で施行されている法律に従い、これを管理することができる。また、GBIF事務局ホストは、GBIF事務局のために法的地位を取得し、これを与えることができる。

2. 費用の弁済

- (a) GBIF事務局との事前の財務取決めに従って、GBIF事務局の支援にあたってGBIF事務局ホストが合理的かつ適切に負担した支出および費用のうち、GBIF事務局ホスト自身が提供することにつき同意済みの額を超える費用は、第9条に従って徴収された資金から支払うことができる。
- (b) GBIF事務局ホストはもとより、その専門家、職員、代理人、代表者または契約者も、第9条1項(b)に定めているごとく、中央基金からその支出可能な額を超えるいかなる支出の支払も、参加者に約束をすることはない。

第 6 条 GBIF 事務局

1. 役割および執行責任

GBIF 事務局は、事務局長の指示の下、戦略計画に従って、作業プログラムおよび予算支出を執行する。

2. 任命

GBIF 事務局は、事務局長、および必要であると理事会が判断した他の職員から構成される。

3. 信任責任

GBIF 事務局は、GBIF 作業プログラムを実施するために行われる、全ての科学的、財政的および管理的活動の実施について、事務局長を通じて理事会に対して信任責任を負う。GBIF 事務局の活動は、GBIF 事務局ホストの国内で施行されている法規の対象となる。

4. 任務

GBIF 事務局は、以下の任務を行う。

- (a) 事務局長およびその他の GBIF 事務局職員を雇用すること。
- (b) 第 9 条 1 項に記載する中央基金を保有すること。
- (c) 議決権参加者が中央基金に資金拠出を行う方法を定める当該参加者との資金協定の策定に責任を負うこと。
- (d) GBIF に発生する、または GBIF のために取得した全ての資産を、受託し、参加者の利益のために保管すること。

5. 協力

GBIF 事務局は、第 3 条 3 項の e および f に規定した共同での取り組みを調整する目的で、必要に応じて、国または地域の生物多様性情報ファシリティまたは組織と協力の覚書を締結することができる。

第7条 事務局長

1. 役割および権限

- (a) 事務局長は、GBIF の最高執行責任者として、かつ、GBIF 事務局の事務局長として活動する。
- (b) 事務局長は理事会が決定するガイドラインの範囲内で、このMOUの規定に従いGBIFを代表して契約の締結および資金の管理を行う権限を有する。
- (c) 事務局長の活動は、GBIF 事務局ホスト国で施行されている法規に従う。

2. 信任責任

事務局長は、GBIF 事務局の全ての科学的、財政的および管理的活動について、理事会に対して信任責任を負う。

3. 執行責任

事務局長の執行責任は、以下のとおりとする。

- (a) 作業プログラムおよび予算支出を行うこと。
- (b) 作業プログラムを遂行するために必要な職員の雇用を行うこと。
- (c) GBIF 事務局の業務ならびに顧問および出向職員を含む、職員の業務を管理監督すること。
- (d) 各会計年度の開始3ヵ月以前に、作業プログラム案および／または過去に承認された作業プログラムの更新を、予測を含む次年度の予算案とともに作成し、理事会に提出すること。予算案には、さらに補充資金またはその他の資金の状況に関する情報も含める（第9条2項および3項を参照）。
- (e) 承認を受けるため、監査済みの財務報告書を理事会に提出すること。
- (f) 実質性のある年次報告書を理事会に提出すること。
- (g) 必要に応じてGBIFを代表すること。

第8条 知的所有権

1. 準拠法

この MOU のいかなる文言も、参加者の関係法律、規制および国際協定に基づき決定される、知的所有権および利益共有協定の範囲および適用を変更するものと解釈されてはならない。

2. データへのアクセス

GBIF は、可能な限り広い範囲において、アクセス制限を設けない機構である。全てのユーザーは、GBIF 参加者であるかどうかにかかわらず、GBIF と提携、または GBIF が開発したデータベースのデータに、平等にアクセスできるようにする必要がある。

3. 生物多様性データの知的所有権

GBIF は、生物多様性データの自由な普及を促進するものとし、とりわけ、以下のことを行うものとする。

(a) 他の組織が開発し、その後、GBIF と提携するに至ったデータベースのデータに対して、いかなる所有権も主張しないこと。

(b) GBIF が直接的に委託・作成または開発したあらゆるデータを、可能な限りの最大の範囲で、データ再利用に関する最小限の制限付きで自由に利用できるように努めること。

(c) GBIF に自身のデータベースを提携するデータパブリッシャーが定める条件を尊重すること。

他のデータベースとの提携または連携を確立するに際し、GBIF は、利用できるようになったデータは、正当な提供源の帰属とは別に、その後のデータの非商業利用および普及に関して制限を受けないよう努めるものとする。

4. 帰属

GBIF は、常にデータのパブリッシャー／所有者が確認されるよう努力し、かかる帰属がデータのその後のあらゆる利用において維持されるよう要請する。

5. 特定データへのアクセス

この MOU のいかなる文言も、GBIF と提携したデータベースのパブリッシャー／所有者がいずれかのデータへのアクセスをブロックする権利を制限する、と解釈されてはならない。

6. データの有効性

GBIF と提携するあらゆるデータベースのデータの有効性を保証できないことにつき、ユーザーが認識することを GBIF のアクセス可能なデータへのアクセスおよび利用についての条件とする。GBIF は、データの正確性および信頼性についての責任、ならびに特定目的への応用の適合性についての責任を否認する。

7. データ収集の合法性

新規データの収集に生物多様性資源へのアクセスを伴う場合、GBIF は、当該アクセスが適用されるべき法律、規制および何らかの関係する事前通知に基づく承諾要件と合致していたという合理的な保証をデータパブリッシャー／所有者に求めるものとする。

8. 生物多様性ツールの知的所有権

GBIF は、GBIF 作業プログラムを実施中に GBIF が開発した、検索エンジンまたはその他のソフトウェア製品等のあらゆるツールについて、適用されるべき国内法域内において主張可能な、適切な知的所有権を主張することができる。

9. 技術移転

参加者は、あらゆる関係する知的所有権に従うことを条件として、GBIF は、相互に決定した条件の下で、利用可能となった情報科学技術を、とりわけ、訓練および能力開発プログラムと併せて、特に開発途上国の研究施設への非独占的移転を促進すべきことを確認する。

第9条

資金

1. 基本的資金拠出

(a) 基本的資金拠出とは、承認された基本的資金拠出金算出のためのガイドライン（第4条6項（g）を参照）に従って算出される、議決権参加者から GBIF への年間拠出である。議決権参加者のための推奨基本資金拠出額表は、複数年毎に GBIF 執行委員会が計算し承認を受けるために理事会に提出する。この表は、複数年期間の各年のそれぞれの議決権参加者について、承認された GBIF 複数年予算計画に基づいて計算された実際の数字として、推奨拠出額を示すものとする。

(b) 理事会は、基本的資金拠出金算出のためのガイドライン（第4条6項（g）を参照）の承認された複数年期間の推奨基本資金拠出額表に基づいて、全会一致をもって変更を決定することができる。

(c) 年間拠出は、第10条2項に記載する財務取決めに従って、GBIF 事務局に移転され、GBIF 事務局が中央基金に保有し、理事会によって承認された予算の規定に従って使用される。

(d) 理事会は、次の複数年期間のための新たな議決権参加者のための推奨基本資金拠出額表を、現行の承認済みの基本資金拠出額表の有効期限満了に先立ち十分余裕を持って、総意により承認する。

2. 補完的資金拠出

(a) 基本的資金拠出に加え、議決権参加者および準参加者は、作業プログラムの特定部分の資金に充てるために、または、理事会が決定するその他の特定目的のために、補完的資金拠出を行うことができる。当該の特定目的には、発展途上国からの参加者による理事会の会議への出席を助成することを含めることができる。

(b) その他の収入（これも補完的資金拠出とみなされる。）事務局は、この MOU および戦略計画に定める目的のために、他の追加の資金源(財団、政府機関、研究委員会、民間会社等)から提供されるその他の収入を受け入れることができる。

(c) 補完的資金拠出は、GBIF 事務局が基本的資金拠出とは区別して保有する。かつ、当該拠出を行った参加者が定めた目的のために限って使用することができる。

3. 参加者の負担費用

参加者は、自らの参加者生物多様性情報ファシリティや生物多様性データのデジタル化のためのプログラムの設立および支援、報告書の作成または送付、自らの代表団の旅費、ならびに、理事会の会議、およびその他の GBIF の会合、イベントおよび活動に代理者を出席させることに関わるその他の支出を含む、自らが GBIF に参加するための費用を負担する。

4. 収入の充当

GBIF の活動の一環として生ずるあらゆる収入であり、GBIF 事務局の手元にたまるものは、GBIF 作業プログラムを推進するために用いられるものとする。

第 10 条

参加者の加盟および脱退

1. 参加者の加盟

この GBIF への加盟は、第 1 条 2 項に規定されるとおり、あらゆる国、経済機構、政府間組織、国際組織または国際的視野を有するその他の組織、またはそれらが指名する主体に対して開かれている。当該加盟は、この MOU への署名をもって発効する。

2. 参加者の地位

(a) MOU に署名した国は、第 6 条 4 項(c)に記載するとおり、基本資金拠出を行うことを決定し、GBIF 事務局と協議した財務取決めを作成することによって、理事会の議決権参加者となる。この取決めは、承認された基本的資金拠出金算出のためのガイドライン（第 6 条 4 項 (g) を参照）に基づいて議決権参加者の資金拠出を算出することと、取決めの有効期間を定める。

(b) 議決権参加者が議決権を維持するためには、当該事業年度の支払いを遅れて行うこととする取決めを執行委員会が承認しない限りは、議決権参加者は、毎年、GBIF の事業年度の初めの 3 ヶ月以内に資金拠出を行うことが求められる。

財務取決めに従って、1 年度以上、基本的資金拠出の支払いが遅れている議決権参加者の議決権は、未払いの全ての資金拠出が行われるまで停止される。

3. 参加者の脱退

(a) いずれの参加者も、脱退の意思および脱退の発効日を理事会に書面にて通知することにより、この MOU から脱退することができる。

(b) 議決権参加者が脱退する場合、理事会は、当該脱退を考慮して、作業プログラムおよび予算を修正することに、全会一致にて合意することができ、または、承認された基本的資金拠出金算出のためのガイドライン（第 6 条 4 項 (g) を参照）に従って、これも全会一致にて、予算に対する参加者の拠出の規模を修正することを決定することができる。

第 11 条

その他事項および署名ページ

1. 存続期間

GBIF は、生物多様性データへのアクセスの便益を維持するための変更可能な長期にわたる協同活動を目指している。

2. 中止

議決権参加者は全会一致によって、いつの時点ででもこの MOU を中止させることができる。このように中止が決定された場合には、GBIF 事務局はこれが所在する法域の法律に従い、GBIF の資産を清算する手続を行う。参加者の利益のために GBIF 事務局が保有している財産は、この目的上 GBIF の資産と看做されるものとする。かかる清算が行われる場合、GBIF 事務局は、実施可能な限り、GBIF のあらゆる資産、またはこれから発生した収入を GBIF の運営開始から参加者が行った基本的資金拠出の割合に応じて分配するものとする。

3. 変更

第 2 条 5 項を除き、この MOU は、理事会での全議決権参加者の全代表による全会一致によって、随時変更することができる。

署名をもって、議決権参加者（国のみ）となる／議決権参加者として継続する。

署名をもって、準参加者となる／準参加者として継続する。

公式 GBIF 参加者名¹: _____

署名: _____

日付: 20____年____月____日、(場所) _____にて署名。

¹ 全ての公式 GBIF 連絡先、手紙、ウェブサイトなどで表示されることを望む、国または組織名。

Global Biodiversity Information Facility

地球規模生物多樣性情報機構

事務局

Universitetsparken 15

DK-2100 Copenhagen Ø

Denmark

Tel: +45 35 32 14 70

Fax: +45 35 32 14 80

Email: info@gbif.org

Web: www.gbif.org

ISBN: 87-92020-17-8